

円建外債に対する投資残高に関する報告書
(年末現在)財務大臣 殿
(日本銀行経由)報告年月日： _____
報告者： _____
名称及び
代表者の氏名 _____
報告者の区分 (該当分に○)
1. 銀行 2. その他金融機関 5. その他 _____
所在地 _____
責任者の氏名 _____
担当者の氏名 (電話番号) _____

勘定区分 (該当分に○)

<input type="checkbox"/>	銀行勘定分
<input type="checkbox"/>	信託勘定分

(証券種類： _____)

(単位：億円)

所在国又は地域	自 己 分 うち寄託分	保 護 預 り 分					非 居 住 者
		居 住 者					
		銀 行	その他金融機関	一 般 政 府	中 央 銀 行	そ の 他	
合 計							

- (記入要領) 1 西暦により記入すること。本報告書は、毎年12月末現在における約定済み円建外債の保有残高が対象 (保護預り分に関して、約定済みベースの把握が困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない。)
2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
3 信託業務を兼営する銀行等については、銀行勘定分と信託勘定分をそれぞれ別業に作成し「勘定区分」欄の該当分に○印を記入すること。
4 「証券種類」欄には、「国債・公債 (発行時の満期が1年を超えるもの。)」、「事業債 (同1年を超えるもの。)」、「短期証券 (同1年以内のもの。)」の別を記入し、それぞれ別業で作成すること。
5 「所在国又は地域」欄には、証券発行体の所在国又は地域を記入すること。
6 寄託分は、自己で保有しているものうち、本邦の銀行等又は金融商品取引業者に保管を委託しているものを記入すること。
7 顧客からの保護預り分については寄託者の部門別に区分して記入すること。
8 計数記入欄の上段には、原則として時価で記入すること (時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない。) とし、下段には、額面金額を記入すること。
9 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次業として報告すること。

「円建外債に対する投資残高に関する報告書」記入の手引
(直近改訂時点：2024年12月)

1. 報告を要する者

- (1) 外為令第11条の2第5項第11号に規定する特別国際金融取引勘定承認金融機関（以下「承認金融機関」という）
- (2) 外為令第18条の7第2項第2号ト又はチに規定する外国為替業務（注1）に係る取引又は行為の月中の合計額が100億円に相当する額を超える者のうち、銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社、証券金融会社又は短資業者（いずれも承認金融機関を除く）
- (3) 外為令第18条の7第2項第2号ト又はチに規定する外国為替業務（注1）に係る取引又は行為の月中の合計額が100億円に相当する額を超える者に準ずる者として同項第3号の規定により財務大臣が指定した銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社、証券金融会社又は短資業者（いずれも承認金融機関を除く）
 - (注1) ト．証券の売買（本邦通貨を対価とする居住者間の売買を除く）
チ．居住者による非居住者からの証券の取得又は居住者による非居住者に対する証券の譲渡に係る媒介、取次ぎ又は代理
 - (注2) 「短資業者」は、金融商品取引法施行令第1条の9第5号において「主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者」と定義される同法上の登録金融機関。

2. 報告の根拠となる法令条文

- (1) 報告省令第14条第6項第2号、第14条の2第3項第2号、第14条の3第3項第2号
 1. (1)に該当する者
- (2) 報告省令第22条第3項第2号 1. (2)に該当する者
- (3) 報告省令第22条第4項第2号 1. (3)に該当する者

3. 報告書の提出先と照会先

- (1) 提出先：東京都中央区日本橋本石町2-1-1
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ 62番窓口
(郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社にほんばし蔵前郵便局私書箱30号
日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ)
- (2) 本報告書に関する照会先：外為法の報告書に関する照会先一覧を参照

4. 報告書に計上する時期

毎年12月末現在

5. 報告書の提出期限

翌年1月末まで。

—— 提出期限が休日（日本銀行の営業日以外の日をいう。以下同じ）の場合は、休日の前日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

6. 提出部数

1部

7. 報告に記入する金額の単位

億円（単位未満四捨五入）

8. 報告の対象

- (1) 非居住者が本邦において発行した円建外債（いわゆるサムライ債。コマーシャル・ペーパーを含む）の毎年12月末現在の保有残高（約定ベース）を、証券種類別に区分して報告すること。ただし、保護預り分に関して、約定済みベースの把握が困難な場合は、受渡し済みベースで記入して差し支えない。また、証券貸借取引（証券の消費貸借取引をいう）に係る残高の変動は、スタート・エンド時点で反映させること。
- (2) 証券貸借取引（証券の消費貸借取引をいう）に係る残高の変動は反映させるが、現先取引に係る残高の変動は反映させないこと（居住者間取引を含む）。

9. 記入の方法と留意点

- (1) 「報告年月日」欄
西暦とすること。日付は日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループに提出する日（郵送の場合は発送日）とすること。
- (2) 「名称及び代表者の氏名」欄
代表者とは会社を代表する取締役等のこと。氏名の冒頭に役職名（代表取締役社長等）も付記すること。押印は不要。報告者の区分は、(6)ニの分類に基づいて区分すること。
- (3) 「責任者の氏名」欄
報告の提出について授権された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）。責任者の選定にあたり肩書は問わない。押印は不要。
- (4) 「担当者の氏名（電話番号）」欄
イ. 担当者は、本報告書に関する照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。
ロ. 電話番号はできるだけ直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号・担当部署名を補記すること。
- (5) 「勘定区分」欄
信託業務を兼営する銀行等にあつては、銀行勘定分と信託勘定分をそれぞれ別葉に作成し、「勘定区分」欄の該当分に○印を記入すること。
- (6) 各項目の記入について
イ. 「証券種類」欄には、原契約期間（発行時に予定されていた発行から償還までの期間をいう。以下同じ）が1年を超えるものは「国債・公債」、「事業債」の別に記入し、原契約期間が1年以内のものは「短期証券」と記入し、それぞれ別葉で作成すること。なお、「国債・公債」とは、国債、政府機関債、国際機関債及び地方債をいい、「事業債」とは、それ以外の債券をいう。
ロ. 「所在国又は地域」欄には、証券発行体の所在国又は地域を記入すること。なお、発行体が国際機関の場合には、取りまとめて「国際機関（009）」として記入すること。発行体が欧州連合の場合は、「欧州連合（821）」と記入すること。ただし、発行体が欧州投資銀行の場合は、「国際機関（009）」と記入すること。
—— 報告省令別表第2には「ユーロ」は地域として指定されていないので、個別の国名を記入すること。
ハ. 「自己分」欄には、報告者が自己の勘定で保有（登録債については登録済通知書を保有するものをいう。証券保管振替機構に預託しているものを含む）するものを記入すること。このうち、本邦にある銀行等（外為法第16条の2に定める「銀行等」をいう。以下同じ）又は金

融商品取引業者に保管を寄託しているものを「うち寄託分」として記入すること（登録債については登録済通知書の保管を寄託しているものを「うち寄託分」として記入すること）。

- 二. 「保護預り分」欄には、顧客（本邦にある銀行等又は金融商品取引業者を含む）から寄託を受けたものを記入すること（登録債については登録済通知書の保管を行っているものを記入すること。証券保管振替機構に預託しているものを含む）。この場合、寄託者により居住者又は非居住者の別を区分し、居住者については、さらに銀行、その他金融機関、一般政府、中央銀行及びその他に区分して記入すること（信託業務を兼営する銀行等の信託勘定からの保護預りについては、「その他金融機関」に区分すること）。区分詳細については下表を参照。

1. 銀行	業務として預金の受入又は為替取引を行うことができる次に掲げる金融機関が該当する。ただし、信託業務を兼営するものについては、信託勘定における取引を「2. その他金融機関」に分類すること。 (1) 銀行（日本銀行を除く） (2) 協同組織金融機関 (3) 公的金融法人（国民経済計算における公的金融機関） (4) その他法律に基づいて設立される金融機関
2. その他金融機関	金融商品取引業者、生命保険会社、損害保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社、信託業務を兼営する場合の信託勘定における取引、貸金業者、私的年金基金、資産の流動化に関する法律に基づき設立された特定目的会社等の特別目的会社及びその他法律に基づいて設立される業務として預金の受入又は為替取引を行わない金融機関（投資法人等）が該当する。
3. 一般政府	中央政府、地方政府、社会保障基金及び業務として預金の受入又は為替取引を行わない公的金融法人が該当する。
4. 中央銀行	日本銀行が該当する。
5. その他	上記1.～4.に該当しない者。例えば、一般事業法人、特殊法人や独立行政法人の一部、特定非営利活動法人、学校法人、宗教法人、個人が該当する。

- (7) 計数の記入にあたり、上段には、原則として時価を記入し（時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない）、下段には、額面金額を記入すること。
- (8) 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。この場合、各葉毎の小計は不要。
- (9) 本報告の対象となる残高がない場合には、報告省令第21条の規定による報告をする者を除き、本報告書の提出を要しない。一方、報告省令第21条の規定による報告をする者は、本報告書の初葉に「全葉について該当なし」と記載して報告すること。なお、本報告の対象となる残高があるものの、当該残高が報告単位金額に満たない場合には、「0」と記入のうえ報告すること。